

# 廃止の場合の取扱い

(第6回 日本データ通信協会資料抜粋)

2020年10月20日

# (5) 廃止の場合の取扱い

## 現状(タイムビジネス信頼・安心認定制度)

- 業務の廃止に関する規定等
  - TSAに対する規定
    - TSAの業務廃止に関連する規定
      - 時刻認証業務の廃止に関し、運用規約※<sup>1</sup>に、事後的な届出を規定
      - 審査基準※<sup>2</sup>に、利用者への事前通知を規定
    - 認証局の業務廃止に関連する規定
      - 認証業務廃止に関し、審査基準※<sup>3</sup>に、TSAが認証局との間で合意しておくべき事項を規定
- 課題
  - 現時点では業務廃止時及び廃止後に問題は発生していない

※<sup>1</sup> タイムビジネス信頼・安心認定制度 運用規約 第22条(業務廃止の届出)

認定事業者は、その認定に係る業務を廃止したときは、遅滞なく協会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、協会が定める様式による届出書に、認定証及び業務廃止の経過措置に関する説明書類を添えて行わなければならない。

※<sup>2</sup> 時刻認証業務審査基準 (2)運用基準 5. 業務の一時停止・終了/5. 1 事前通知

サービスの一時停止・終了時は、事前にそのスケジュールと手続きを決め、その内容を事前に公知、もしくは利用者へ通知すること

※<sup>3</sup> 時刻認証業務審査基準 (1)技術基準 14. TSA公開鍵証明書を発行する認証事業者/14. 2 TSA公開鍵証明書を発行する認証局との合意事項等

時刻認証事業者は、TSA公開鍵証明書を発行する認証局と、その発行に先立ち、認証局の認証業務廃止に係る以下の事項について合意しておくこと。

- ① 認証局は、時刻認証事業者が発行済みTSA公開鍵証明書に対応した秘密鍵を用いたタイムスタンプ発行を継続している間、認証業務を終了せず、当該公開鍵証明書に係る失効リストを最新の状態に保ち、またそれを公の状態に保つこと
- ② 認証局は、認証業務の終了後、秘密鍵を安全に廃棄し、その旨を書面にて時刻認証事業者に通知すること
- ③ 認証局が認証業務を他の認証局に引き継ぐ場合は、認証局の認証業務廃止には当たらないものとし、引継ぎに先立ち、引継ぎ先の認証局と①、②と同様の合意を得ること

## (5) 廃止の場合の取扱い

### 電子署名法

- 認定認証事業者は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならないことを規定※1
  - 認定に係る業務が行われていないにもかかわらず、認定を受けている状態が生じないようにする主旨

※1 電子署名及び認証業務に関する法律 第3章(特定認証業務の認定等)

#### 第1節(特定認証業務の認定)

第10条(廃止の届出) 認定認証事業者は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

# (5) 廃止の場合の取扱い

## 電気通信事業法

- 電気通信業務の全部または一部を廃止しようとするときは、あらかじめ利用者の利益を保護するために必要な事項を周知させなければならないことを規定※<sup>1</sup>
  - サービス提供が何の前触れもなく、突然打ち切られた場合には、利用者が不測の不利益を被ることとなるおそれがあるため、事前周知を求めているもの。
  - 参考) 利用者への利益に及ぼす影響が大きいものは、あらかじめ総務大臣への届出を規定

## 放送法

- 業務を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならないことを規定※<sup>2</sup>
  - 電波の効率的利用の観点から、無線局と同様に廃止の届出をなすことを義務付けているもの

### ※<sup>1</sup> 電気通信事業法 第26条の4(電気通信業務の休止及び廃止の周知)

電気通信事業者は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る利用者に対し、**利用者の利益を保護するために必要な事項**として総務省令で定める事項を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、この限りでない。

2 前項本文の場合において、電気通信事業者は、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、同項の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

### ※<sup>2</sup> 放送法 第100条(業務の廃止)

認定基幹放送事業者は、その業務を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

# (5) 廃止の場合の取扱い

## EU

- eIDAS規則に、監督機関によって検証された終了計画を持つことを規定※<sup>1</sup>
  - ETSIが、トラストサービスプロバイダの終了および終了計画について要件を規定※<sup>2</sup>
    - 実際には、サービス廃止の3か月前までに監督機関に報告
    - 利用者に対して、サービス廃止の旨を通知
    - 参考) サービス運用中の保管義務のあるアーカイブのログ等を保管
  - ENISA※<sup>3</sup>が、認定トラストサービスの終了に関するガイドラインを公開している

### ※<sup>1</sup> eIDAS規則 第24条 トラストサービスプロバイダに対する要求事項

2. 適格トラストサービスを提供する適格トラストサービスプロバイダは以下を実施すること

(a)~(h): 略

(i) 第17条(4)の(i)のもと、監督機関によって検証された規定に従ったサービスの継続を保証するための最新の終了計画を持つ

(j), (k): 略

### ※<sup>2</sup> ETSI EN 319 401 トラストサービスプロバイダーの一般的なポリシー要件

TSPのサービスの停止の結果として、加入者と依頼当事者に対する潜在的な混乱が最小限に抑えられ、特に、トラストサービスの正当性を検証するために必要な情報の継続的なメンテナンスが提供されるものとします。

### ※<sup>3</sup> ENISA (European UNION Agency for Cybersecurity) : 欧州ネットワーク・情報セキュリティ機関

「Guidelines on Termination of Qualified Trust Services」

WP2017 O-2-2-3 Guidelines on Termination of Trust Services Provision.pdf